

静岡市立清水桜が丘高等学校

メディアポリシー

I iPad 活用のルール

1 使用上の注意点

- (1) 入学時に購入した iPad を使用する。
- (2) 機器は自己管理とし、紛失、盗難、落下、浸水などに注意する。
- (3) シール等を用いて氏名を記入し iPad カバーに貼っておく。
- (4) 端末に磁石を近づけない。
- (5) 教材やノートと同様、学校生活の様々な場面で「学習道具」として活用する。
- (6) 各自の端末の充電は自宅で行う。帰宅したら必ず充電する。
- (7) 端末は自己責任、自己管理で運用する。
- (8) 教室から移動する際には、持っているか、ロッカーに入れ、鍵をかけて保管・管理する。
- (9) 各自必要に応じてモバイルバッテリーを準備すること。(推奨)

2 禁止されていること

- (1) 自分の端末の他者への貸し出し。
- (2) 端末を持って走ったり、画面を操作しながら歩くこと。
- (3) 飲食しながらの使用。
- (4) 学校での充電。
- (5) 学校関係情報の漏洩。SNSの使用や動画配信。
- (6) 音を鳴らすこと。指示が無い限り消音モードにしておく。

3 個人のアカウント

- (1) この端末では、個人に割り振られた「学習用アカウント」(Google)とロイロノート用のアカウントを使用する。指示されたもの以外の私的な(個人で作った)アカウントは使用しない。
- (2) IDやパスワードは絶対に他人に知られないようにする。

4 インターネット環境

- (1) 学校内では、校内Wi-Fiに接続して使用する。
- (2) 本校で登録した端末以外は、校内ネットワークに接続できない。
- (3) 飲食店や駅等の「公衆無線LAN」には接続しない。※個人情報の漏洩のリスクがあるため。
- (4) 家庭でのwi-fi接続は可能。

5 授業での使用について

- (1) 授業等では、「学習目的」（調べる、まとめる等）で端末を使用することができる。
- (2) 写真や動画は、教育活動（学習活動、部活動、委員会活動等）に関わるもののみ記録することができる。ただし、無断で人や授業、行事など、活動を撮影することはできない。
 - * 人や人の作品の撮影は本人の許可を得る。
 - * 授業中の「撮影」（板書画像・映像）は、授業担当教員に必ず可否を尋ねる。
 - * 撮影が許可された場合であっても、それをSNSにアップロードしてはならない。
 - * 校内で、教育活動以外の情報検索をしたり、動画を視聴したりしない。

6 不具合や故障

- (1) 端末の不具合や破損があった場合は担任、保護者に知らせる。
また、修理業者に連絡し、修理が必要であれば情報管理課の職員へ必ず連絡する。
- (2) メーカーへの修理等の依頼は、保護者が行う。学校では行わない。

7 その他

全ての場面において、スマートフォンでの代用は禁止する。ただし、担当教員の指示があった場合はその指示に従うこと。

II 情報機器の取り扱いの注意点（絶対にやってはいけないこと）

個人情報への配慮すること。個人情報が拡散してしまった場合の社会への影響力を考え、情報モラルに基づいて使用すること。

1 法律違反

- (1) 他者の個人情報を盗むこと
- (2) サーバなどに不正にアクセスすること
- (3) 盗撮、盗聴
- (4) その他、法律等に違反していること

2 乗っ取り

- (1) 他人のパスワードや作品を使用
- (2) 他人のSIMカードと入れ替え
- (3) 不正遠隔操作
- (4) その他、乗っ取りとみられる行為

3 無断撮影・無断録音

- (1) 許可なく他人や他人の提出物、黒板、ノートの写真、家や持ち物の写真を撮る。
- (2) 学校で撮影した画像や映像をネット上にアップすること。
例) 肖像権、人の名前や生徒番号等の個人情報が入り込む恐れあり

4 盗用・剽窃（ひょうせつ）

- (1) 他者（生徒同士を含む）の文章・画像・答え等を、（引用元を明記せずに）コピーして無断で使用。
* 「〇〇参照」「〇〇より引用」（雑誌名や著者名などの情報）などと情報元を示す必要がある。
* 肖像権侵害、名誉棄損、侮辱罪に問われる場合があります。

5 目的外使用

- (1) 保存してある他人のデータを無許可で操作
- (2) 誹謗中傷を行う。 例) 匿名での悪質な書き込み
- (3) ネットを利用したいじめ
- (4) 自撮りを含むわいせつ画像・動画の保持、拡散
- (5) その他、目的外使用と認められるもの